

患者様・ご家族様各位

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用したオンライン資格確認システムを導入しております。患者様からお預かりした受診歴・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な診療情報につきましては、適切に管理・活用して診察致します。

つきましては、2024年6月1日の診療報酬改定より、医療情報取得加算として下記の通り診療報酬点数を算定致します。

【初診時・月に1回】

マイナ保険証利用あり … 1点 マイナ保険証利用なし … 3点

【再診時・3月に1回】

マイナ保険証利用あり … 1点 マイナ保険証利用なし … 2点

※上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

※公費負担医療制度（福祉医療受給者証・自立支援医療受給者証・特定疾病療養受給者証など）をお持ちの方につきましては、**各種証書は引き続きご提示をお願い致します。**

算定・ご利用に関してご不明点等ございましたら2階事務室までお声掛けください。

マイナ保険証によるオンライン資格確認等のご利用にご協力をお願い致します。